

大阪府監査委員告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成25年10月7日

大阪府監査委員 磯部 洋
同 赤木 明夫
同 清水 涼子
同 和田 秋夫
同 中川 隆弘

1 指摘事項に対する措置

出納その他の事務

(指定正味財産について)

監査対象機関名	財団法人大阪人権博物館	
監査実施年月日	平成24年2月2日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>財団法人大阪人権博物館（以下「法人」という。）は、大阪市より土地の無償貸与を受け、大阪市立栄小学校跡地に大阪人権博物館を建設している。当該施設の当初の建設費及び2回にわたるリニューアルに係る工事費については、大阪府及び大阪市からの補助金、借入金である。また、借入金の償還財源が大阪府及び大阪市からの補助金で財源手当されていることから実質的には補助金により建設されたとと言える。</p> <p>公益法人会計基準注解によれば、地方公共団体から受け入れた補助金については、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えることとしているが、平成22年度末現在の法人の指定正味財産の額は基本財産相当額の84百万円となっており、補助金で取得した額につい</p>	<p>公益財団法人大阪人権博物館平成24年度会計において、建物を一般正味財産（その他固定資産）から指定正味財産（基本財産）への振替を行いました。また、減価償却の手續にあわせて一般正味財産への振替を行いました。</p>

<p>ては全く考慮されていなかった。</p> <p>また、当初より指定正味財産との認識がなかったため、当該施設については、基本財産もしくは特定資産として処理すべきところ、その他の固定資産としていた。</p>	
---	--

(共同事業体としての経理処理について)

監査対象機関名	少年自然の家共同事業体
監査実施年月日	平成24年12月19日

監査の結果	措置の状況
<p>1 少年自然の家共同事業体（以下「共同事業体」という）における経理処理について、以下の問題点があると認められた。</p> <p>(1) 少年自然の家としての預金口座は共同事業体名義や共同事業体の名称を冠した代表者名義等ではなく、構成員の代表者である公益財団法人大阪ユースホステル協会（以下「協会」という。）の名義となっている。</p> <p>(2) 共同事業体の経理については、協会と区分して経理すべきところ、「少年自然の家の管理運営事業」という協会の一部の業務として経理処理されている。また、協会の本部経費のうち少年自然の家へ負担させる経費については、大阪府教育委員会との委託料精算のために計算をしているのみで会計仕訳による経理処理はされていない。</p> <p>(3) 銀行預金の入出金について、少年自然の家の銀行口座から協会本部の銀行口座に口座振替し、協会本部の口座から支払等を行っているが、その際、協会にて口座振替の決裁を得た上で実施されてはいるが、口座振替の経理処理はなされていない。</p> <p>(4) 少年自然の家で発行している手書領収書について、連番管理が行われておらず、使用状況について上席者の確認も行われていなかった。</p>	<p>(預金口座の名義について)</p> <p>共同事業体の名称を冠した代表者名義の口座へ変更を完了しました。</p> <p>(手書領収書について)</p> <p>監査実施当日の口頭による指摘を受け、直ちに措置し、手書領収書の連番管理と、月1回以上の所長の確認を実施しています。</p>

<p>(5) 以上のとおり共同事業体としての経理処理ができていないことから、少年自然の家の貸借対照表及び財産目録が未作成となっており、共同事業体の財政状態の把握が困難となっている。</p> <p>2 大阪府立少年自然の家管理運営業務契約書第8条には、共同事業体は毎年度終了後30日以内に大阪府教育委員会に対して事業報告書並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに相当する書類を提出しなければならないことが定められている。共同事業体として、少年自然の家に関する事業報告書（主な取組の内容、事業実績、収入実績、損益計算書、利用者アンケート総括などを含む）は提出されているものの、貸借対照表及び財産目録は提出されていなかった。一方、大阪府教育委員会事務局市町村教育室は、契約書に基づき提出する必要がある書類について確認しなければならなかったが、その不備について認識していなかった。</p> <p>(なお、この指摘事項は、教育委員会事務局市町村教育室への指摘事項とする。)</p>	
--	--

2 指示事項に対する措置

出納その他の事務

(指定管理者としての実績報告について)

監査対象機関名	少年自然の家共同事業体	
監査実施年月日	平成 24 年 12 月 19 日	
監査の結果	措置の状況	
<p>平成23年度の少年自然の家共同事業体（以下「共同事業体」という。）の実績報告では、当初、損益0円として報告されていたが、その後、大阪府教育委員会事務局市町村教育室（以下「市町村教育室」という。）の検査により、消費税の課税対象の誤りな</p>	<p>（棚卸資産の計上単価について） 年度当初には見積もりを取っていますが、年度途中で単価の変更があり、その部分が正しく反映されていませんでした。したがって最終仕入単価となるよう作成者には価格の変更には常に注意を払わせるととも</p>	

どが発見され、実績の修正がなされ、利益が発生している。現在、当該利益額の2分の1に相当する額を市町村教育室に納付する手続を進めているが、実績報告の損益計算上、以下の課題があり、実績が確定していない。早急にこれらの課題を解決し、実績を確定する必要がある。

1 本部経費の按分

共同事業体の代表者である公益財団法人大阪ユースホテル協会（以下「協会」という。）の本部経費のうち少年自然の家に負担按分している項目について、負担按分する項目・内容の範囲について、市町村教育室と協議の上決定すべきである。

また、按分計算に用いられている按分比率は協会の各事業の収入の比率となっているが、より合理的な基準を採用できないか見直しを検討されたい。

さらに、平成23年度の人件費の負担按分について、計算式の誤りや算入漏れがあった。計算結果を修正するとともに、今後はこのような間違い等のないよう注意しチェック体制を構築されたい。

2 簿外預金及び受取利息

大阪府立少年自然の家で管理されている普通預金について、会計処理されていないものがあつた。預金及び利息収入の計上を行う必要がある。

3 棚卸資産の計上単価

棚卸資産の計上単価について、最終仕入単価による方法を採用しているが、最終仕入単価となっていないものがあつた。最終仕入単価で計上することに留意するとともに、作成者とは別の担当者又は上席者によるチェックを行う等、適正な棚卸資産を計上する体制の構築及び運用を検討されたい。

今後、市町村教育室は、実績報告の入手後、証拠書類や帳簿のチェックを含めた検査を速やかに行う必要がある。また、平成22

に、所長がチェックすることで、適正な棚卸資産の計上ができるようにしました。

年度以前の実績報告について、以上の課題等による誤り等の有無を確認のうえ、必要に応じて実績報告の再提出を求めることが必要である。
(なお、この指示事項は、教育委員会事務局市町村教育室への指示事項とする。)